

令和7年度志摩市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日 時 令和8年3月17日（火）14時00分～15時45分

場 所 志摩市役所4階401会議室

出席委員 出口禎子、谷口吉宏、橋爪正敏、南泰宏、野口薫、小森篤史、北井美智子
（敬称略）

欠席委員 濱口久美子、大西晶（敬称略）

事務局 坂井典子（市民生活部長）、中村博紀（人権市民協働課長）、
大屋正勝（人権市民協働課市民協働係長）、
須賀亮太（人権市民協働課主事）

【議事概要】

委員の過半数が出席のため、志摩市まちづくり基本条例推進委員会規則（以下、「規則」という）第6条第2項の規定により会議が成立したことを報告した。

【1. 市民生活部長あいさつ】

志摩市市民生活部長坂井あいさつ

【2. 委員委嘱式】

机上配布

【3. 委員長・副委員長】

委員長及び副委員長の選出については、事務局一任となり、委員長に小森委員、副委員長に橋爪委員を選出。

【4. 委員長あいさつ】

（小森委員長）あいさつ

【5. 議事】

規則第6条第1項の規定により、（小森委員長）を議長として指名。

《①条例・規則》

(事務局)

まず、事項書 5、議事の①、条例・規則について説明をさせていただきます。その後、ご意見やご質問等を承りたいと思います。

資料番号 1 として「志摩市まちづくり基本条例の逐条解説」を付けております。これまで委員を務められていた方にとっては資料をすでにご覧になられているかと思いますが、本日初めてご覧になれる委員の方もお見えかと思っておりますので、あらためて本条例の作成に至った経緯等についてご説明をいたします。

資料は 1 ページからなのですが、資料に記載されていない部分で、条例の作成に至った経緯について口頭でご説明させていただきます。

条例を制定するにあたり、平成 18 年の 3 月から第 1 回「まちづくり基本条例市民懇談会」という名称で開催をしております。その後複数回研修や講演会等を開催いたしました。平成 19 年には「まちづくり基本条例策定委員会」を 5 回開催して議論を重ね、平成 20 年に条例が交付されております。

施行に至っては、旧町単位での対話集会や自治会単位での出張説明会、意見募集など、様々な機会を幾度と設けました。また職員を対象とした研修会を開き、条例の理念等について学んでおります。市議会の方でも、平成 19 年 12 月に全員協議会において条例素案の説明を行い、平成 20 年 5 月に条例の説明を行っております。作成にあたっては、三重大学の教授等有識者の意見も取り入れながら、地域内の意見をきめ細かく聴取・反映すべく活発な議論を重ねてきたところです。

お手元の資料 1 ページから 12 ページまでが、本条例をわかりやすく解説した逐条解説となっております。資料 1 の逐条解説について要約してご説明いたします。条例の条文も比較的長いので、すべてを読み上げるとかなりの時間がかかってしまいます。それぞれ条文の解説が書いてありますので、その解説を中心に説明をさせていただきます。

ただし、本条例の制定の趣旨は大変大事なところになってきます。前文の部分に関してはすべて読み上げをさせていただきたいと思っております。1 ページの「前文」と書かれているところからです。

(資料前文読み上げ)

解説に書いてあります通り、この条例は、志摩市が目指すまちづくりにおいて市政運営の基本原則、その仕組みを明らかにして、条例の制定趣旨を示したものとなっております。

先ほど前文に「補完性の原則」という言葉が出てきました。補完性の原則は、家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれぞれの単位が担い、その単位では不

可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国など大きな単位が行うという考え方は、図にある通り、個人で解決できるものは個人で、できないものは家族、地域、市、県、国へと、まずは自分たちの周りからできる範囲で完結していくところを補完性の原則と呼んでおります。

ここからは、それぞれの条文をかいつまんで解説をもとに説明をさせていただきます。

- 条例各条について、逐条解説の「解説」欄をもとに説明
- 規則の説明

(小森委員長)

ただいま事務局から説明がありましたが、このことに関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

よろしいでしょうか。新規の方がたくさんお見えですので、6番目に意見交換会の時間を設けております。言い忘れたことや聞きたいことがあれば、その時に質問していただければと思います。次の項目に行ってよろしいでしょうか。それでは続きまして②の「人事政策」について、事務局から説明をお願いします。

《②人事政策》

(事務局)

続きまして②の人事政策としまして、資料 15 ページからとなりますが、その前に資料を少し戻らせていただきまして、まずは 6 ページをもう一度ご覧いただきたいと思っております。こちら 6 ページの一番上、第 12 条として「職員の責務」が規定されております。先ほども少しご説明させていただきましたが、職員がまちづくりを推進するための担い手であるということで、自ら職務遂行能力の向上に努めることを規定しております。その次の第 14 条、同じく 6 ページの第 14 条が「人事政策」となっておりまして、こちらでもあらためて職員の事務能力の向上、それから適切な人材育成の実施等、市長の責務であるという規定となっております。

それに基づく資料ということで、もう一度 15 ページからをご覧ください。こちらは先ほどの条例の第 12 条や第 14 条に関連するものとして報告させていただきますが、市では職員に対する必要な知識や技能等の習得など、能力向上に資するような様々な研修を毎年実施しております。一つひとつの説明は省略させていただきます

が、新規採用職員向けの研修、管理職向けの研修、あるいは全職員対象のもの、専門性のある研修など、様々な研修内容で実施をしております。

これらの研修については、表の右端の「実施方法」に記載されていますが、三重県内の全ての市町を構成団体とする一部事務組合である「三重県市町総合事務組合」が実施するものが大半です。それ以外にも、市の総務課が直接民間企業へ事業委託して講師を派遣してもらったり、総務課に在籍する弁護士である法務監を講師とするもの、あるいは伊勢市などの他団体が実施する研修など、様々なものに参加をしております。

今回の資料は、昨年度1年分の研修内容と参加人数等を表にしたものです。16ページが一番下に記載のある通り、全体で75の研修を実施し、延べ1,221人が受講しております。ただし、ここに掲載されている研修は市の総務課が代表して取りまとめたものです。実際には福祉や建設など様々な部署が職員向けの専門的な研修を数多く実施しておりますので、実際の受講延べ人数はもっと多くなります。

研修内容については普段の業務に直結する専門的なもののほか、近年ではメンタルヘルス、ハラスメント、コンプライアンスに関する研修が多くなっております。また、令和5年度にはなかったものとして、15ページの18番目にある「生成AIと法的リスク研修」や、16ページの61番目にある「生成AI研修」などが挙げられます。

生成AIは大量のデータからパターンを学習して、テキスト、画像、音楽などを自動生成できる技術です。近年、市ではこれらに力を入れており、会議資料の作成やイラスト、ロゴの作成などを指示に従って自動作成できるツールを活用しています。市ではグーグル・クラウド・ジャパンやソフトバンクと地域活性化に関する連携協定を締結しており、行政サービスの効率化や住民サービスの向上を目指して全庁的な取り組みとして進めております。

人事政策として重要な職員数の管理においても、今年度から5か年計画として「志摩市第三次定員適正化計画」を策定しております。その中でもAIなどの利活用により事業を見直し事務の効率化を図り、部署の統廃合などを行うことで、少人数でも効率的かつ柔軟な住民サービスが可能な組織へ改革を進めることが規定されております。今後も職員が受ける研修の中で、デジタルに特化したものは増えていくのではないかと考えております。

以上で、職員研修に特化した人事政策についての説明を終わります。

(小森委員長)

職員研修の実施状況について説明をしていただきましたが、皆様ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(質問) (橋爪副委員長)

研修の内容を拝見しますと、行政職員としての能力向上や組織運営の内容が多いと思われます。「協働によるまちづくりを推進するための担い手」となるための研修の考え方はどうなっているのでしょうか。

(回答) (事務局)

ご質問ありがとうございます。ご指摘の通り、まちづくりの担い手に特化した研修というのは具体的にはございません。幅広い内容の研修は受けておりますが、条例に基づいた特化した研修については今後検討していかなければならないと考えております。以前は実施しておりましたが、近年は広報等での周知に留まっております。一步踏み込んだ部分での研修も今後検討していきたいと思っております。

(橋爪副委員長)

ありがとうございます。

(小森委員長)

よろしいでしょうか。他に何か、はい、(谷口委員)どうぞ。

(質問) (谷口委員)

初めてで中身は全然わからないのですが、まず、委員の仕事はどういうことをすればいいのかを知りたいです。それによってどのような中身になっていくのかを聞きたいのですが、教えていただけますか。

(回答) (事務局)

規則第2条にあります通り、この条例に沿って市がどのような施策を講じているか、適正な運用がされているかを把握していただきます。周知や啓発は事務局でいたしますが、「条例に沿った形で進んでいるか」を見ていただき、皆様から「もっとこうの方がいい」というご意見やアドバイスを頂戴し、各担当部署の施策に反映させていく、という委員会になっております。

(質問) (谷口委員)

この組織が結成されたのは今年初めてですか。それとも以前からあったのですか。

(回答) (事務局)

平成20年に制度ができた時から開催されておまして、かなり古くからある委員会です。

(谷口委員)

わかりました。ありがとうございます。

(小森委員長)

よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。それでは、次に③の「広報・周知」について、事務局から説明をお願いします。

《③広報・周知》

(事務局)

それでは、まずは逐条解説の8ページをご覧ください。逐条解説8ページの一番上、第20条「情報共有の推進」です。市民の知る権利の保障、市政に関する情報の積極的な提供、また必要な情報収集等を行い、市政運営に反映していくというものです。この条文に基づくものとして、資料17ページ・資料番号3をご覧ください。さきほど少し触れさせていただいたのですが、この条例の存在を一般の市民の方もご存知でないという状況があると思います。そこで、条例の存在やその内容を広く市民の方へ周知・情報提供するために、毎年まちづくり基本条例に関する記事を掲載しております。広報の記事は多くの部署が掲載する中で、1ページを割くというのは比較的大きい記事になりますが、例年9月・10月頃に掲載しております。これが昨年、令和7年度の10月号に載せた記事です。

この条例は、一般の市民の皆様はもとより、自治会やボランティア団体、各種団体における認知度はまだあまり高くないのが現状です。皆様も日頃から条例の理念や目的に沿った生活や活動を自然と実践されていることと思いますが、引き続き「こういった条例がありますよ」ということを広く周知啓発していきたいと考えております。

次に18ページをご覧ください。条例に基づいて市が積極的な情報発信を行うため、現在様々な情報発信ツールを使っております。まず、市の情報を発信する最大の媒体は「広報しま」ですが、この資料18ページでは、紙ベースではないSNSを中心とした情報発信の状況についてご説明します。

以前は広報紙での周知に合わせて公式ホームページにも掲載していましたが、現在はSNSが情報発信の主流となっています。ホームページは自ら調べようと思わなければなかなか訪問されませんが、SNSはこちらから積極的に情報を届けることができ、目に留まりやすいため力を入れております。市ではインスタグラム、LINE、フェイスブック、YouTube、Xなど、様々なアカウントを運用しております。特に若い世代の方など、動画の方が見やすいという方に向けてもSNSでの発信を強化しております。

SNS の登録者数等の状況ですが、一番上のInstagramは観光情報や自然の風景などを掲載しており、令和8年1月末現在で登録者数は12,865人です。1年間で約2,000人増えており、三重県内29市町のうちInstagramを公式運用している21自治体の中で、志摩市は一番の登録者数を誇っております。

次のLINEは主に行政情報を発信するもので、イベントのお知らせや募集などが投稿されています。登録者が設定すれば、ごみ収集日の前日に通知を受け取ったり、広報紙を紙面配布とほぼ同時に閲覧したりすることが可能です。また、海岸のライブ映像や防災マップも見られるコンテンツとなっています。公式LINEの登録者数は最新で約6,500人ですが、1年間で約1,000人増えており、大きく伸びています。広報紙は発行までに時間がかかりますが、LINEは速報性があるため、未登録の方はぜひご利用ください。

フェイスブックは観光情報がメインで、三重県内の18自治体が運用している中で一番の登録者数です。

YouTubeは行政チャンネルの番組やイベント情報、地域のニュースを短くまとめたショートムービーなどをアップしております。こちらも県内で比較的登録者数が多い状況です。

Xは志摩市長の個人名アカウントとして地域の出来事を定期的に発信しており、登録者数は昨年から約3割増えております。

一方で、特に高齢の方々にとっては、自治会の皆様にご協力いただいている各戸配布や回覧が一番の情報の取得先と考えております。広報紙やイベントのチラシが月に2回配布されるこの方法は、現在も非常に大切な情報発信手段です。しかし、市内の自治会加入率は年々減少しており、現在は65%台まで下がっています。特に若い世代の加入率が低いため、世代ごとに適した情報発信方法を考えるとともに、自治会への加入促進も進めていく必要があると考えております。

次に19ページをご覧ください。これは市民や事業者の皆様がホームページを通じて各部署へお問い合わせいただく際の画面です。「お問い合わせはこちらから」をクリックして必要事項を入力いただくと、担当部署で内容を確認し、速やかに対応を行っております。

20ページは令和7年の1年間にホームページから寄せられた問い合わせ件数の集計です。窓口や電話以外に、インターネット経由の問い合わせも多数あります。問い合わせが多い順に並んでおり、1位は環境・ごみ対策課の44件、次いで経済課の42件、次は防災危機管理課の30件というふうになっています。43の部署を合わせて合計529件の問い合わせがあり、全て担当部署で対応しております。

主な問い合わせ内容としては、環境・ごみ対策課ではごみの分別や処理方法、狂犬病の予防、太陽光発電の規制などがあります。経済課はふるさと納税や移住・定住、民間企業支援について、防災危機管理課では防災行政無線の音量に関する意見

や企業からの問い合わせなどがあります。上位に挙がる部署は例年ほぼ固定されている状況です。

以上、広報関係や情報の周知、市民・企業からの問い合わせへの対応状況について、資料 20 ページまでの説明を終わります。

(小森委員長)

ただいま説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

よろしいでしょうか。それでは次に④「情報公開」について、事務局から説明をお願いします。

《④情報公開》

(事務局)

それでは、まず逐条解説の 8 ページをご覧くださいと思います。逐条解説 8 ページの一番上、第 20 条の「情報共有の推進」と次の第 21 条の「個人情報の保護」において、まちづくりに必要不可欠な情報共有、それから個人情報の厳正な管理等について、行政機関の義務が規定されております。

これに基づくものとしまして、資料の 21 ページをご覧ください。この 21 ページに関しては、令和 6 年度における志摩市に対する情報公開等の運用状況となり、裏面の 22 ページは今年度のものとなります。先にお断りをさせていただきますが、22 ページの運用状況はまだ年度途中のもので、ここに記載の数字は 2 月末時点の最新のものまでを拾ってある数字となります。

まず、21 ページ上段の情報公開制度では、請求された件数が 104 件となっております。裏面を見ていただくと、令和 7 年度については請求件数が 55 件となっており、大幅に減少しています。この違いに関しては、今年度が特に少なくなったというわけではなく、令和 6 年度にある特定の方から何度も情報公開請求が行われていたため、多くなっていたものです。現在はその方からの請求がなくなったことで、大きく件数が減少して見えております。

その下に、個人情報保護制度についても表が記載されております。情報公開制度は誰でも請求できる行政が保有する情報を知るための制度ですが、個人情報保護制度は、行政が持っている個人の情報を、その本人が自分の権利や利益を守るために開示請求をするものです。こちらは先ほどとは逆で、令和 6 年度は 4 件しかありませんでしたが、裏面の 7 年度にいくと、今現在でも 15 件ほどの請求が上がっており

ます。こちらにも逆に、7年度になってから、同じ方から何度かご自身の個人情報の開示請求があり、件数が増えているという状況です。

このように、情報公開制度、それから個人情報保護制度というのは、制度の利用方法を知っている、あるいは利用したことのある人からの請求に偏ってしまうという傾向があります。ただ、それぞれの制度は行政機関にとっても市民にとっても、透明性や信頼性を保つ大切な制度ですので、全ての人が利用しやすい制度である必要があると思います。こちらについてはホームページや広報等でも公表はしておりますが、市としても、市民の方が必要な場合には利用していただくという利用の仕方の周知も進めていく必要があると思っております。

以上で、④情報公開に関する説明を終わります。

(小森委員長)

ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

よろしいでしょうか。次に、⑤「公募委員、説明会等」について事務局から説明をお願いします。

《⑤公募委員・説明会等》

(事務局)

まず、あらためて逐条解説の方でいきますと、9ページをご覧いただきたいと思えます。逐条解説9ページの一番上の第23条「参画の形態」というところです。こちらは、市民が政策形成、その実施過程および評価など、いろいろな場面に参画する機会として、審議会等への公募委員の募集、説明会、アンケート調査等を実施して、寄せられた意見等へ適切な対応をとるよう規定されているものです。

この第23条に関連するものとしまして、資料の23ページをご覧ください。この23ページは、一番上のタイトルに書かれております通り「地方自治法に基づく審議会等にかかる公募委員数調査」というものです。市では積極的に公募委員を募集し、そういった方々に積極的に委員会や審議会に入っていただくことが規定されておりますので、今現在の志摩市の状況を示した表となります。

タイトルに赤字で「令和6年度末現在」と書かせていただいております。令和7年の3月31日現在ということで、それぞれの市の条例や規則等に基づき設置されている審議会等の一覧となっており、一番左が審議会の名称、その横に設置の根拠、そしてそれぞれ担当部署名が記載されております。その右側に委員の総数があり、少

し色のついたところが公募委員の数というところです。それらを全体でまとめたのが、一番上のタイトルの下にある横書きの表となります。

このまとめた表の一番左端には「115」という数字が書かれており、市が持っている審議会等の委員総数は、令和6年度末で115名です。そのうち、公募委員の人数は右隣にある「15」という数字になっております。ですので、令和6年度末では15人の公募委員がおり、委員総数が115人なので、公募委員の割合は13%となります。現在、審議会の数は48ございますが、その中でも公募制度のある委員会は少なくなっている状況です。全体で見ると、表にある通り20.8%、約2割の審議会等でしか公募委員制度は採用されておられません。

この公募委員制度は、この「まちづくり基本条例推進委員会」でも採用しております。本日ご出席いただいております出口委員も公募によりこの委員会にご参加いただいておりますが、事務局から様々な団体等にお声がけをするだけでなく、広くいろいろな方にご参加いただくために公募委員制度を推奨しているところです。

次の資料の24ページも、ほとんど同じような表ですが、こちらは直近の令和7年12月末現在の数字となっております。この1年の間に、新たに発足した委員会や必要な時に設置される委員会がいくつかございましたので、全体の委員数は増えております。

ただ逆に、公募委員は以前に比べて減っている状況にあります。公募委員でいくつか兼任されていた方が事情により受けられなくなったことで、一気に公募委員の数が減ってしまい、割合が8.5%まで下がっております。ただ、全審議会のうち20.8%は公募委員制度を採用しておりますので、引き続きこの制度を採用する委員会を増やしていく必要があると考えております。

これは市の総合計画においても、公募委員制度を導入する審議会の割合を高めていく目標値を設定しており、現在は目標値をクリアしておりますが、今後もそれを上げていく必要がございます。

続きまして資料の25ページをご覧ください。こちらは市民の皆様にも広く参加していただく機会の確保として、市が実施した様々な説明会や対話集会の実施状況をまとめた表となります。25ページは令和6年度の実績です。表の右端にある数字が参加人数で、一番下の合計は延べ人数となっております。令和6年度は延べ1,211人の方々にご参加いただきました。

「まちづくり市民懇談会」は各町を中心として市と自治会の共催で毎年開催しておりますが、一般の参加者数は現在減少傾向にあります。それ以外では、令和6年度は半分以上が「デマンド交通のりあい」の説明会となっております。かなり細かく地域を回って実施していることが見て取れます。最後の方には、市民病院による5町で開催した「市民公開講座」なども多くの参加をいただいております。

次の26ページは、今年度、令和7年度の状況です。もう3月ですので最終的な数字となります。令和7年度は令和6年度に比べると説明会の数は少ないですが、こ

れは年によって計画を策定する年や、のりあい交通の説明が集中する年などがあるため、年度ごとに差が出てしまう状況がございます。また、7年度に関しては「宿泊税」の導入にあたり、事業者向けや様々な場所で説明会を行い、たくさんの方にご参加いただきました。

次の27ページから30ページまでは、まちづくり基本条例に位置付けられている「意見公募（パブリックコメント）」や「アンケート調査」の実施状況に関する資料となります。27ページは令和6年度分です。アンケート等は13ほど実施し、対象15,576件に対し回収が7,755件、全体で約5割の回収率となっております。ただ、この表にある「パブリックコメント」は、計画策定時に広く一般から意見を募集する制度ですが、こちらからアンケート用紙を配るものではないため、なかなか応募がない難しい状況にあります。27ページの資料でも、都市計画、防災、健康推進などのパブリックコメントにおいて、応募は0件という結果でした。

28ページから30ページまでは令和7年度の状況です。6年度に比べてアンケート調査をたくさん実施しておりますが、これは計画策定前などの意見募集が重なったためです。30ページの一番下に実施総数の記載がございます。対象28,007件に対して回収が12,974件となっております。最近はアンケート用紙を配らずオンラインのみで受け付けるものも増えており、回収率は大体4割ちょっととなっております。パブリックコメントに関しては令和7年度においてもほとんど応募がなく、7つほどの計画等で実施しましたが、応募は1件という結果でした。アンケート調査はある程度の回収率が見込めておりますが、パブリックコメントは非常に重要な制度でありながら、運用が難しい状況となっております。

以上で⑤公募委員、説明会等に関する説明を終わります。

(小森委員長)

ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(質問) (橋爪副委員長)

公募委員不在の委員会について、なぜ不在になったのか理由を教えてくださいませんか。

(回答) (事務局)

資料23ページの「D」とあるものは、募集をかけましたが応募がなかったという場合です。当委員会でも2年に1回公募しますが、お一人いるかいないかという状況で、手が挙がらなかった場合に不在となります。

(質問) (橋爪副委員長)

ありがとうございます。もう一点、28 ページのカムチャッカ半島付近の地震に伴うアンケートで「ウェブのみでの実施」というのは、どのようなやり方をしたのですか。

(回答) (事務局)

公式LINE や広報紙などでQRコードを読み取って回答していただく手法です。LINE 登録者へ直接通知するなどして、スマホだけで答えられるようにしたところ、1,824 件の回答がございました。

(橋爪副委員長)

ありがとうございます。

(質問) (小森委員長)

よろしいでしょうか。私からも一つお願いします。委員総数が今年 9 名ですが、規則では 15 名以内となっています。どこまで下がってもいいのでしょうか。

(回答) (事務局)

本当は最大数に近い人数で議論を深めたいところですが、今期は直前で複数の方が辞退されたため、予定より少なくなっております。今後またお声掛けをして人数を増やしていければと思っております。

(小森委員長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは次に、⑥市民集会システムについて説明をお願いします。

《⑥市民集会システム》

(事務局)

こちら先ほど逐条解説をご覧いただいた部分で、先ほどの⑤と一緒になのですが、市民参画を確保するということで、対話集会、タウンミーティングの開催や、自治会との制度化ということで、市民自治活動の制度化ということで、市民集会システムを整備するよう規定されております。

資料の 31 ページをご覧ください。この 31 ページの表は、パッと見は複雑で、見にくい表になっているかと思いますが、簡単に説明しますと、この市民集会システムと呼ばれるもののフローチャートです。大まかな流れとしては、地域の方々が、そこから自治会あるいは各種団体等とともに地域の課題について話し合い、それを

市の方へ要望・提言を行っていきます。それに対して市は要望に対する回答、それから予算化に向けての検討調整等を行います。

その一連の流れを大きな柱として、その中には「まちづくり市民懇談会」と呼ばれるものがあったり、あるいは、そこで「まちづくり記録帖」と呼ばれるものがございいます。各地区、自治会から出された要望一つひとつに市が答えていくというものなのですが、そういった「まちづくり記録帖」も作成しております。それらが全て含めて、この大きな市民集会システムと呼ばれるものに含まれております。

次の32ページをご覧ください。こちらが、この市民集会システムの中にあります、いわゆる市民の皆さんが参加していただく対話集会、タウンミーティングと呼ばれるようなものなのですが、平成27年度からの積み上げた表になっております。

以前は、こういったタウンミーティングのようなものは、地区市民集会と呼ばれるもの、それから市政懇談会と呼ばれるものと二通りあったのですが、自治会との話し合いを持って、令和6年度からは、一本化して「まちづくり市民懇談会」というもので開催させていただいております。

表は各町に分けられており、黄色はそれぞれの合計なのですが、このオレンジ色になっているところが、この令和7年度に実施した結果となっております。例えば浜島では、令和7年度は8月1日に開催しまして、参加者数としては一般の方が28人、行政関係53人、自治会32人で合計113人となっております、当日これだけの代表質問が何件、一般の方の質問が何件といったものがご覧いただく各町の表となります。一番下の、緑色になっているところが全地区の合計なのですが、令和7年度全体では、一般の方が153人で、その他行政や自治会と合わせて517人の方にご参加いただいております。

このまちづくり市民懇談会については、今現在も自治会とも協議しており、来年度以降もっとより良いものにしていこうかと、様々な議論も進めているところですので、また必要に応じて見直し等を行っていくところです。また、本日ここにはご用意しておりませんが、この市民懇談会の際には「まちづくり記録帖」というものを配布しております。各自治会から寄せられた要望それぞれに市の方で対応した結果や、これなら対応可能、あるいは対応が難しいといったランク付けもした冊子にして、皆様にお配りさせていただいております。

この内容については、先ほど広く市民の方にご参加いただく対話集会ということでございますが、一般の方の参加が年々減少傾向にあります。自治会からの活動報告や、市長による市の施策の各種事業の説明などもあり、多くの方にご参加いただきたいところなのですが、なかなか難しい状況が続いております。来年度以降、またそのあたりの方法も見直しながら、進めていきたいと思っております。

以上で、市民集会システムの説明を終わります。

(小森委員長)

ご意見やご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

よろしいでしょうか。それでは次に、7番目の「地域課題解決事業」についてお願いいたします。

《⑦地域課題解決事業》

(事務局)

こちらにつきましても、逐条解説の方にありますが、市民自治活動の推進や地域コミュニティの推進というものがございました。それに基づいて今現在、自治会さんをメインにして、地域の方々から寄せられるその地域の課題に優先的に取り組んでいくというところで、地域課題解決事業を実施しております。

資料 33 ページが 6 年度の実施状況で、最後 34 ページは 7 年度の現在実施状況というところになります。具体的には、各町今 100 万円ずつという枠の中で、地域それぞれで課題を考え、どれを優先的にすべきかというところを、自治会さんあるいは地域の活動団体さんとともに取り組んでおります。

また後ほどご覧いただきたいのですが、様々なジャンルで多岐にわたる事業が実施されております。防災関係や環境整備といったものが多いのですが、それ以外にも今市の方では、地域の活性化や魅力づくりに取り組むような活動、浜島でもアートプロジェクト事業というものがあるのですが、そういったものも課題解決と並行して進めていくというところです。

6 年度は実施結果で金額も確定しておりますので金額を入れさせていただいたのですが、7 年度もほぼほぼ事業としては今終了しているというところで、それぞれ各町、合計 100 万円ずつぐらいの事業が実施されております。

このように、また地域で何か解決すべきものがあれば、市の方で直接、建設であれば建設、農林であれば農林という部署で予算化して対応しておりますが、それまでに実施したいものや細かい部分などを、この地域課題解決事業というところで現在対応しております。

以上で、地域課題解決事業の説明を終わります。これをもちまして事務局からの議事の説明を全て終わらせていただきます。以上です。

(小森委員長)

何かご意見ありましたらお願いします。

(質問) (橋爪副委員長)

すみません。浜島や阿児などにある「環境整備用品の購入」というのは、具体的にどういったものなのか教えていただけますでしょうか。

(回答) (事務局)

はい。一つひとつ細かく記載はしておりませんでした。例えば多いのが、自治会から要望が上がる草刈りや伐採関係の用品です。地域にとって環境整備は非常に重要な部分ですので、地域の各団体で使用するための消耗品類が中心となります。具体的には、草刈機であっても高価なものでなければ消耗品として市から支出できるため、自治会で地域の備品として購入されるケースがあります。

また「草刈機本体はあるが、替え刃をまとめて欲しい」といった要望や、箒、ハサミなどが多くを占めていると考えております。以上です。

(質問) 南委員

志摩町の「防災備蓄品購入」について、どこに保管されているかご存知ですか。

(回答) (事務局)

現在は場所まで把握できておりませんが、志摩町は連合会として購入し、各地区の防災備蓄倉庫等に保管されているものと思います。調べてまた連絡いたします。

(小森委員長)

他にございますでしょうか。以上で議事7項目を終了させていただきます。次に、6「意見交換会」につきまして、全般的なことでも結構ですので、ご意見やご質問があればお願いします。

【6. 意見交換】

(意見・質問なし)

よろしいでしょうか。最後に7「その他」、事務局から連絡事項はありますか。

【7. その他】

(事務局)

長時間にわたり、皆様ありがとうございました。なかなか今回、突然この資料を今日お配りして、すぐになかなかこの場でご質問やご意見をいただくのは大変難しかったかなと思います。

もし、またこの資料をご覧いただき、ご不明な点、あるいは、こういったことをしてはどうかというご意見がございましたら、また後ほど事務局、こちらの人権市民協働課の方までご意見を賜りたいなと思います。

この資料は先ほども申し上げました通り、人権市民協働課以外の部署が取り組んでいる事業が多いのですが、そういったところも含めてこちらにご連絡いただければ担当部署へ引き継ぎをさせていただきます。また、皆さん、資料に載っていないことも含めてなのですが、お気づきの点がありましたらご連絡の方をよろしく願います。

《補足説明》

(事務局)

先ほどのご質問の志摩町の防災備蓄品の保管については、各自治会で分けて保管しております。

(小森委員長)

よろしいですか。事務局の連絡も終わりましたので、これをもって本日の委員会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。